

規制改革推進会議 医療・介護WG

介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する
保険者等の運用実態調査について

平成30年3月13日
厚生労働省

検討事項

1. 訪問介護における「保険サービス」と「保険外サービス」の同時一体的な提供：（11b）

例）利用者の食事の調理に併せて、同居家族分の食事も調理する

2. 訪問介護… 現行ルールの整理：（11a）
※「明確に区分」するための方法が保険者ごとに異なると指摘されている。

3. 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルールの整備：（12）

4. 支給限度額を超えたサービス分の価格ルール（保険給付分と不合理な差額を設けてはならない）の明確化：（14）

5. 指名料、時間指定料の徴収：（13）

「規制改革実施計画」（平成29年6月閣議決定）

- 下記のような課題を踏まえて在り方を検討する。

- ・ 自立支援・重度化防止の阻害のおそれ
- ・ 保険給付増加の呼び水となるおそれ
- ・ 適正な保険給付を担保するためのサービスの区分
- ・ ケアマネジャーなどによる適切なケアマネジメント

【平成29年度検討開始】

- 地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知を发出・周知。

【平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置】

- 利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。

【平成29年度整理開始】

介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する 保険者等の運用実態調査について

1. 調査対象

・調査対象：全保険者、全都道府県

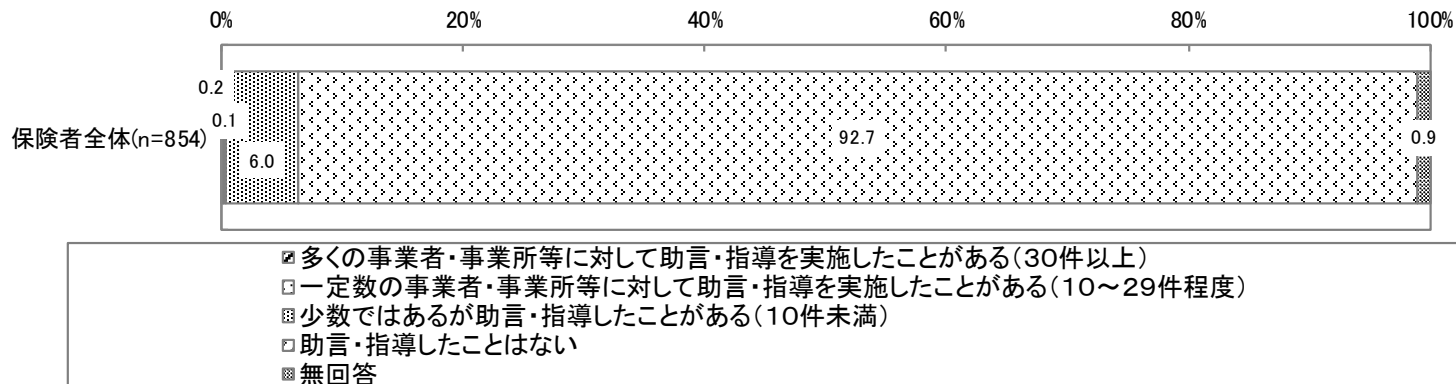
2. 主な質問項目（下記事項に関する平成29年1月～12月の状況）

- ① 訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ② 訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ③ 通所介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ④ 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ⑤ 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況
- ⑥ 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することに対する指導・助言の状況
- ⑦ 上記①～⑥について、保険者等において実施されている運用上の工夫

調査結果①：訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

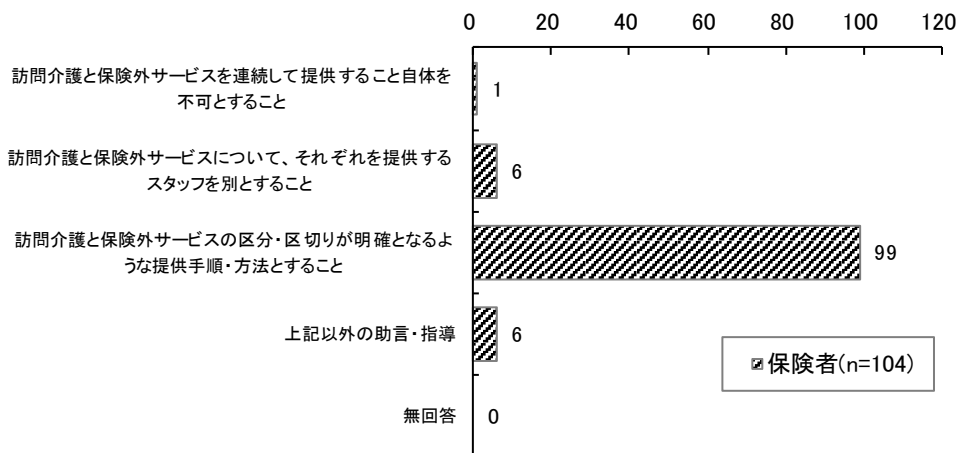
◎保険者からの回答

■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言

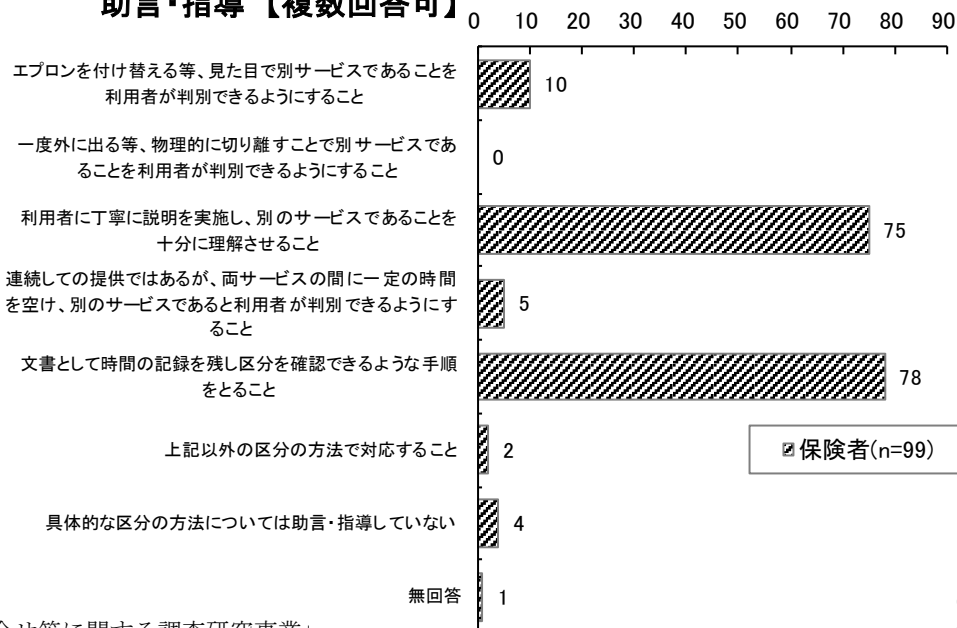


- 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- ▣ 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10~29件程度)
- ▨ 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
- 助言・指導したことはない
- 無回答

■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】



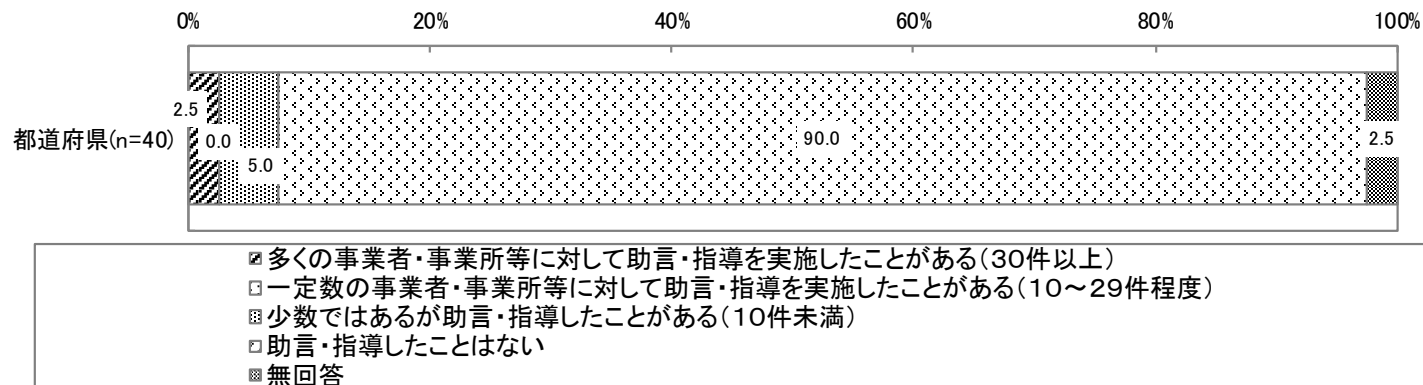
■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導【複数回答可】



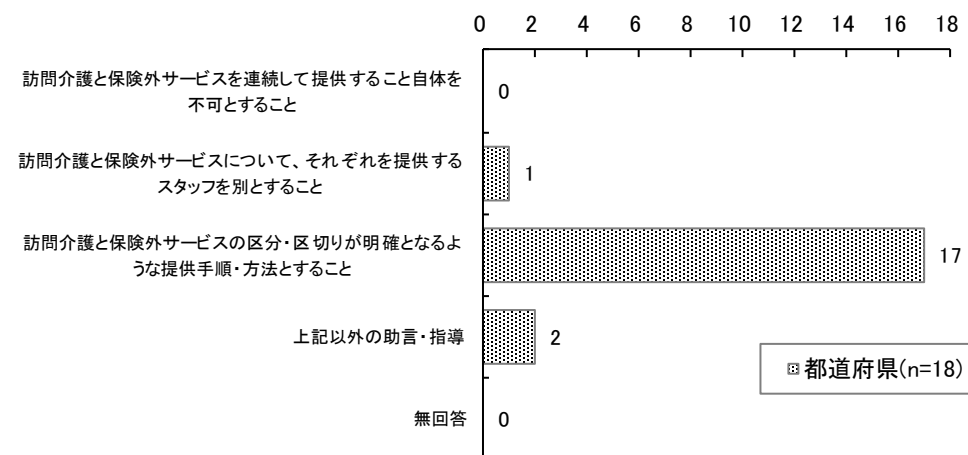
調査結果①：訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

◎都道府県からの回答

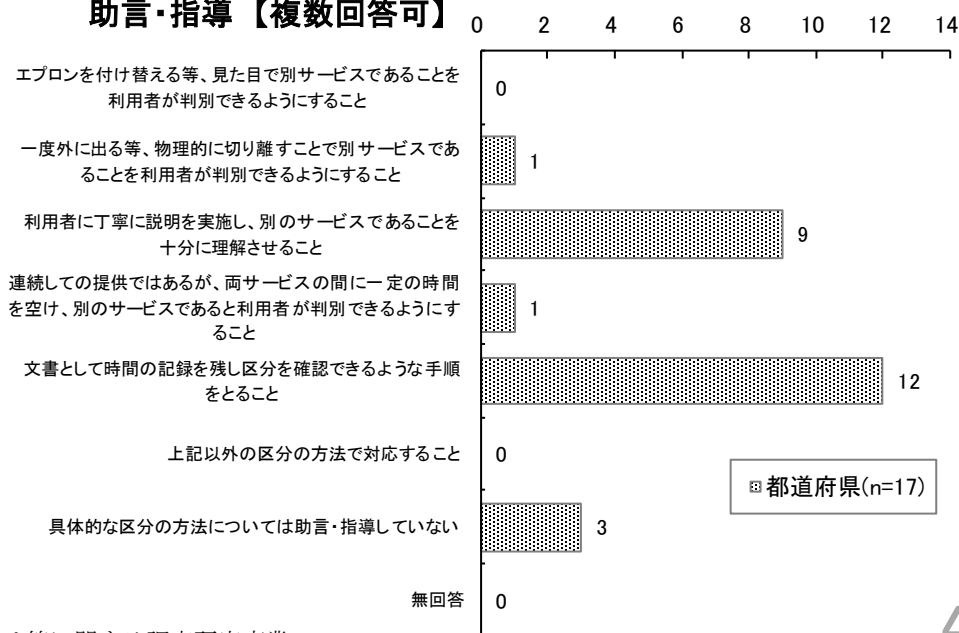
■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】



■「訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導【複数回答可】



(出所) 平成29年度厚生労働省老人健康増進等補助事業「介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する調査研究事業」

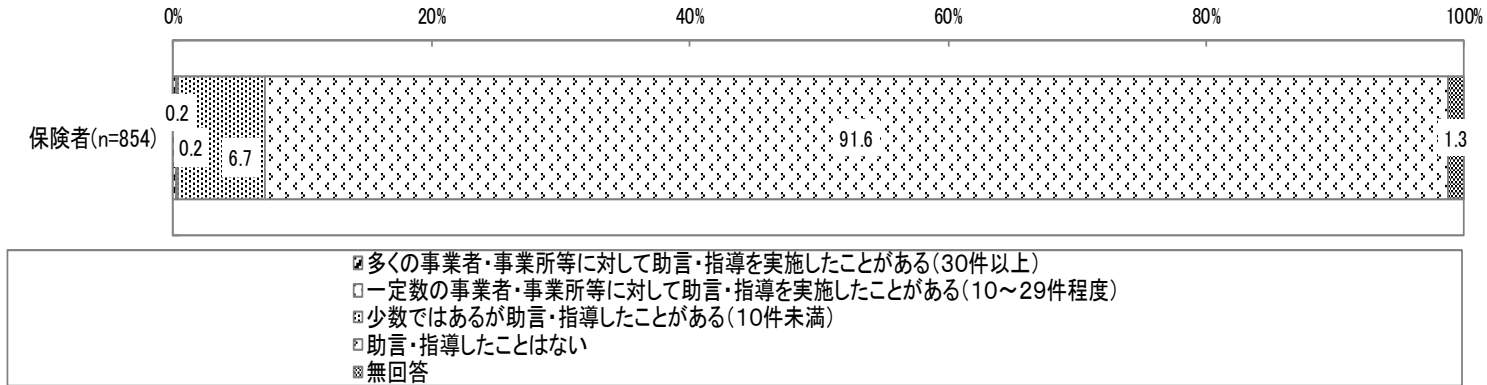
◎ 訪問介護の前後に連続して自宅内で保険外サービスを提供することについて、保険者及び都道府県が事業者等に助言・指導された内容（記述回答）

- 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること
 - ・ ケアプランの中に保険外サービスを位置付け、サービス内容と提供時間を明確に記載すること。
 - ・ 勤務形態一覧で明確に訪問介護とそれ以外の時間を区分し、相互に人員を算入しないこと。
 - ・ 介護保険サービスと保険外サービスを明確に区分した上で、介護保険サービスの提供時間に支障のない範囲であれば、提供可能であること。
- その他
 - ・ サービス提供責任者のうち1名は、常勤訪問介護員である（専ら訪問介護に従事しなければならない）ため、保険外サービスに従事してはならないこと。
 - ・ 具体的な区分の方法については助言・指導をしていない。

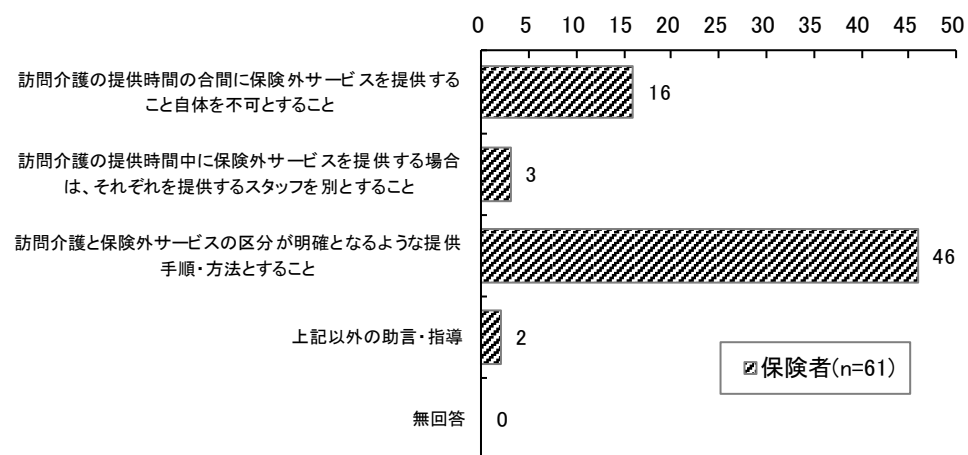
調査結果②：訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

◎保険者からの回答

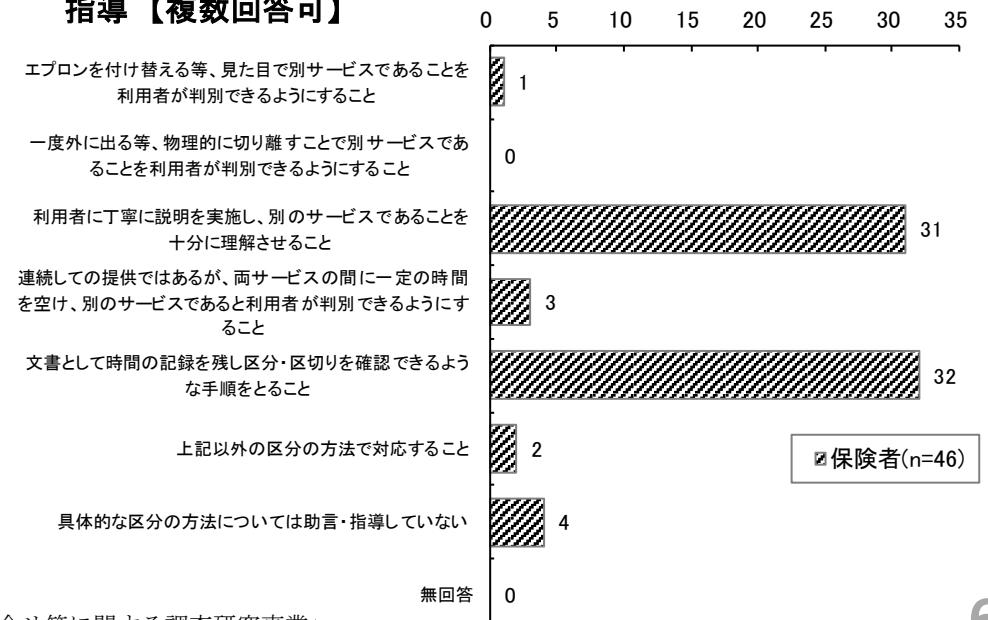
■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】



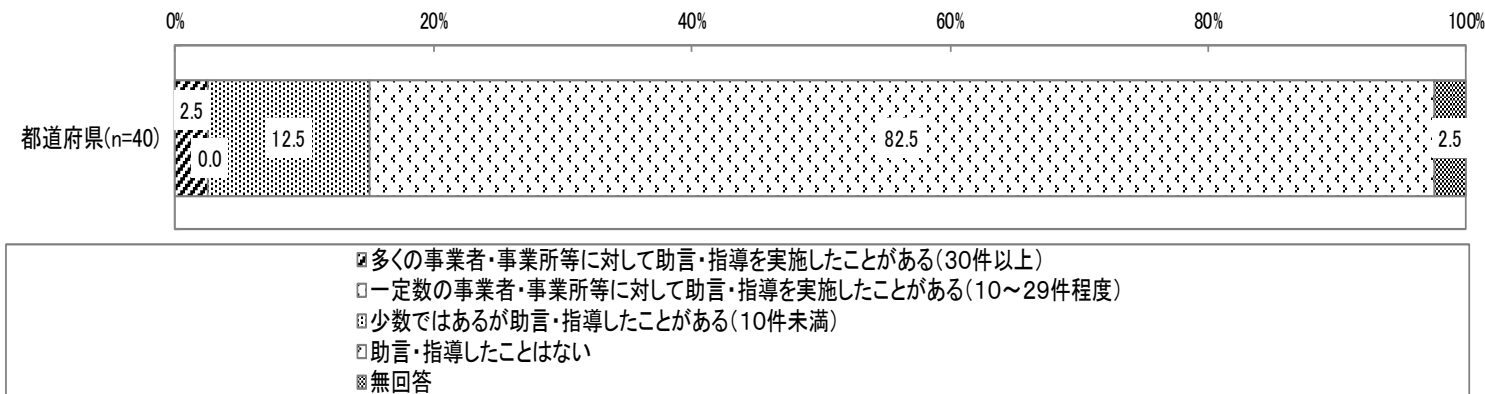
■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導【複数回答可】



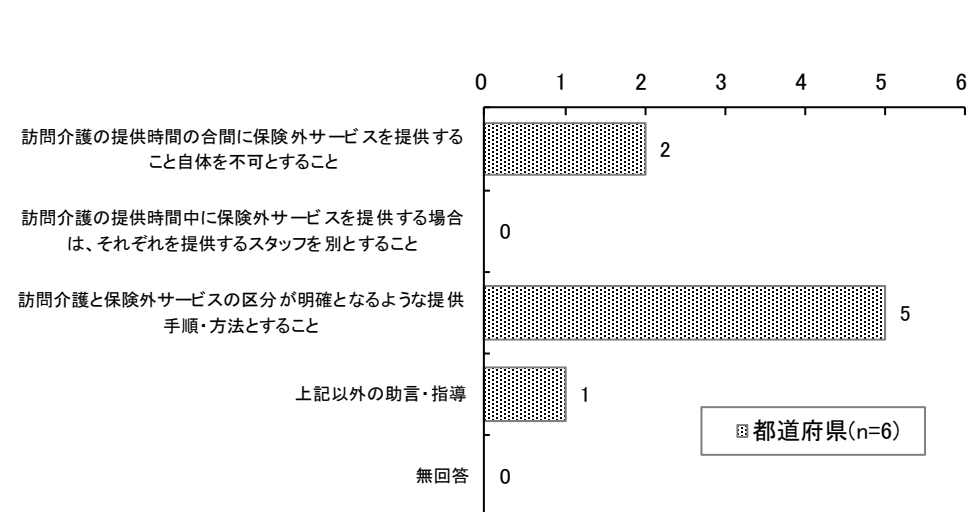
(出所) 平成29年度厚生労働省老人健康増進等補助事業「介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する調査研究事業」

◎都道府県からの回答

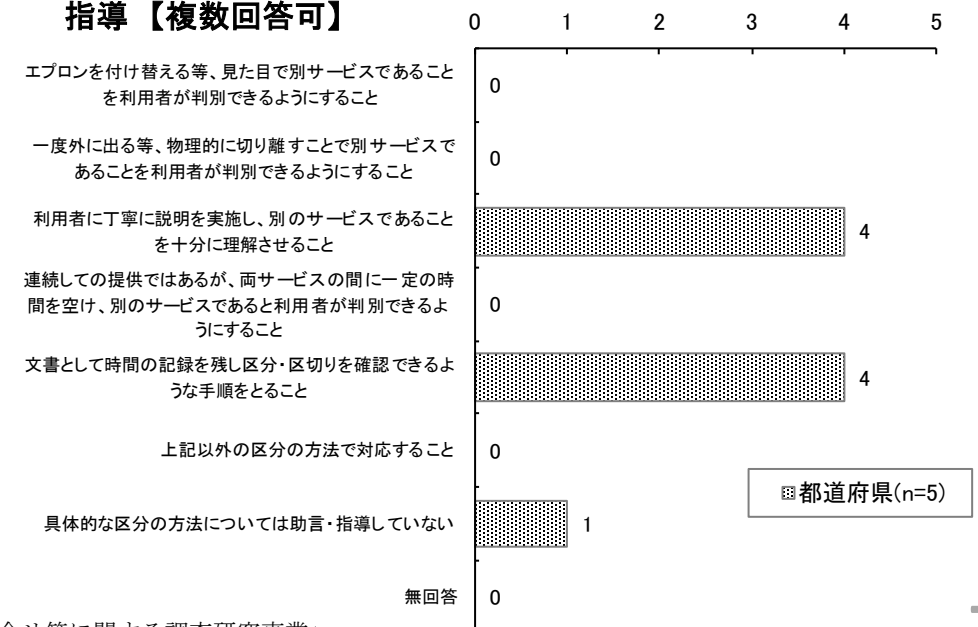
■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】



■「訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの区分の方法について具体的な内容の助言・指導【複数回答可】



◎ 訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することについて、保険者及び都道府県が事業者等に助言・指導された内容（記述回答）

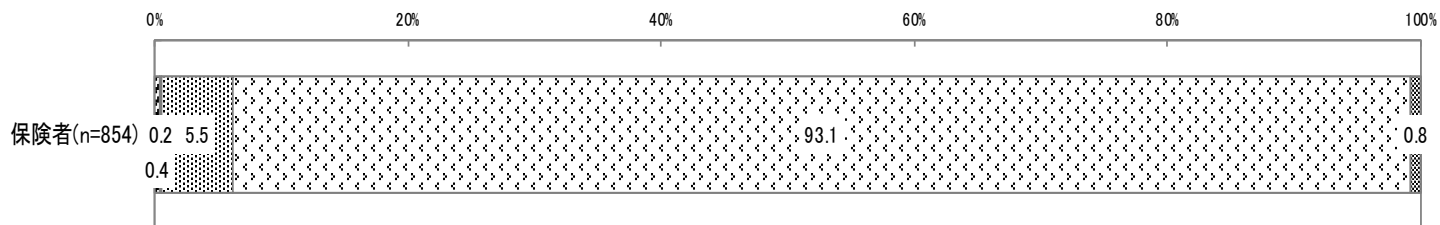
- 原則、訪問介護の提供時間の合間の保険外サービスの提供は不可とし、仮に提供する場合は、訪問介護の前後に提供すること。ただし、どうしてもその提供時間中に保険外サービスを提供する必要がある場合は、その理由等を詳細に文書として残し、利用者、その家族及び介護支援専門員等に説明、同意を得ること
- 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること
 - ・ 名札を付け替える等、見た目ですべてサービスであることを利用者が判別できるようにすること。
 - ・ 勤務形態一覧で明確に訪問介護とそれ以外の時間を区分し、相互に人員を算入しないこと。
- その他
 - ・ 具体的な区分の方法については助言・指導をしていない。

調査結果③：通所介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

※ただし、理美容サービスと、緊急やむを得ない場合の併設医療機関の受診を除く

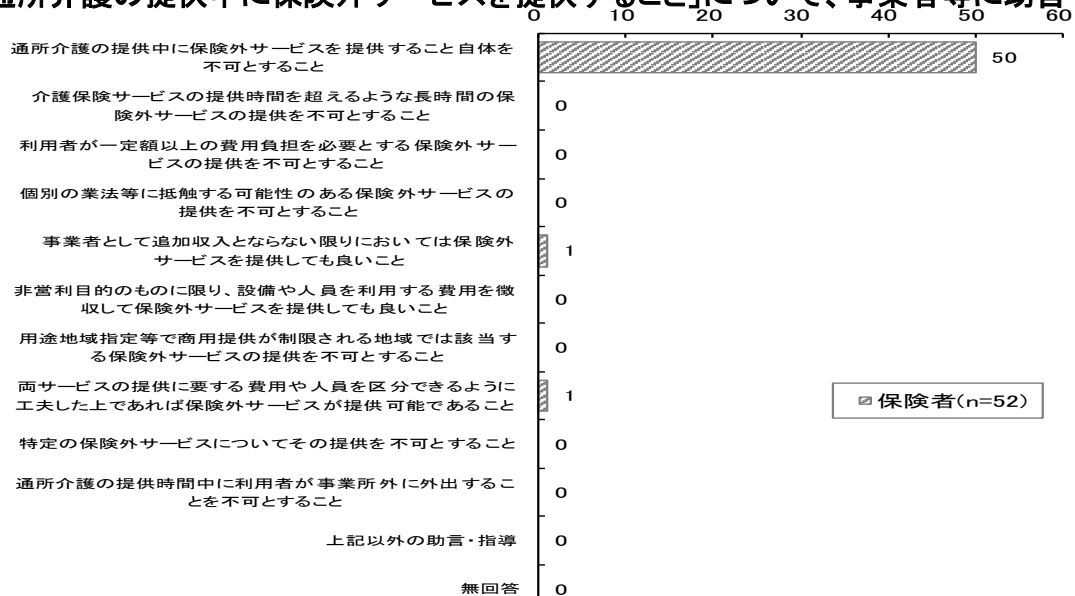
◎保険者からの回答

■「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



- 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10~29件程度)
- 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
- 助言・指導したことはない
- 無回答

■「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】

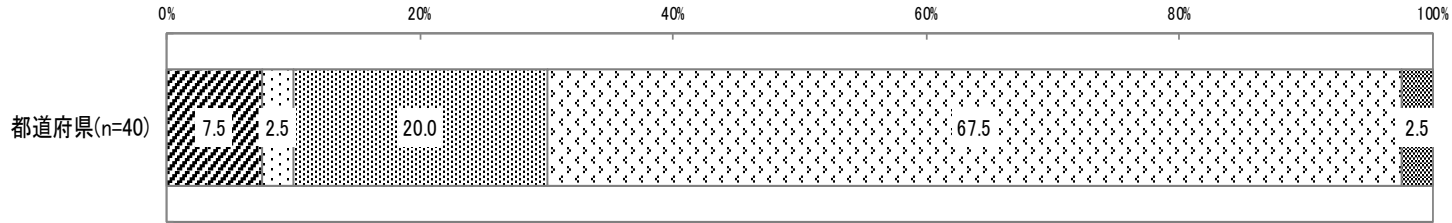


調査結果③：通所介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

※ただし、理美容サービスと、緊急やむを得ない場合の併設医療機関の受診を除く

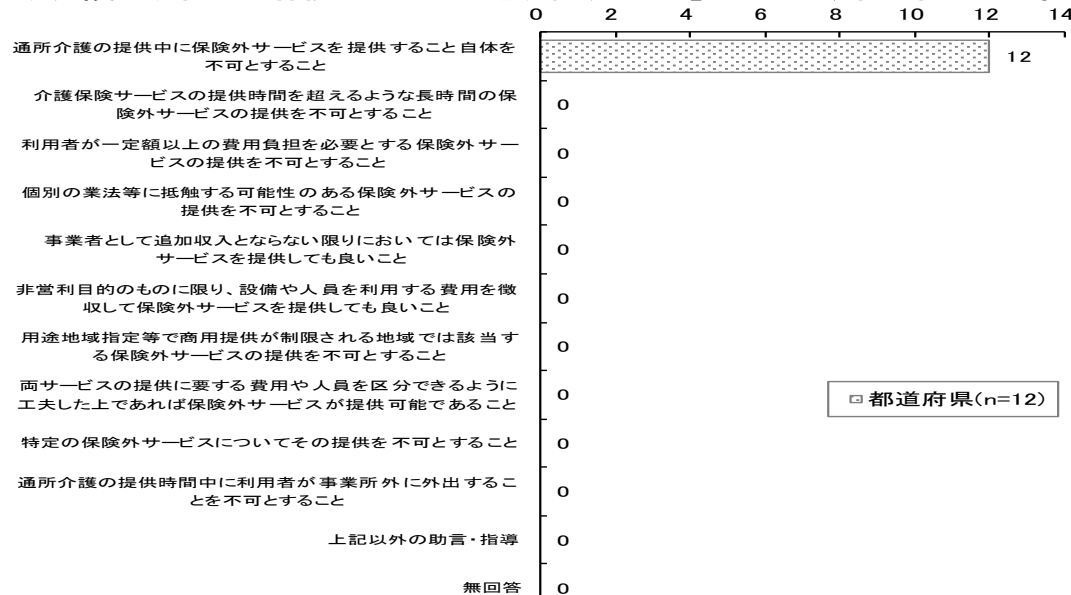
◎都道府県からの回答

■「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」についての指導・助言



- 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- ▣ 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10~29件程度)
- ▨ 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
- 助言・指導したことはない
- 無回答

■「通所介護の利用者に対し、通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】

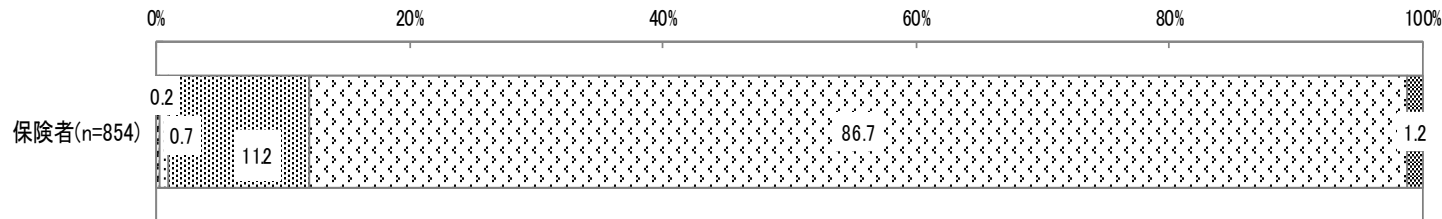


□ 都道府県(n=12)

調査結果④： 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

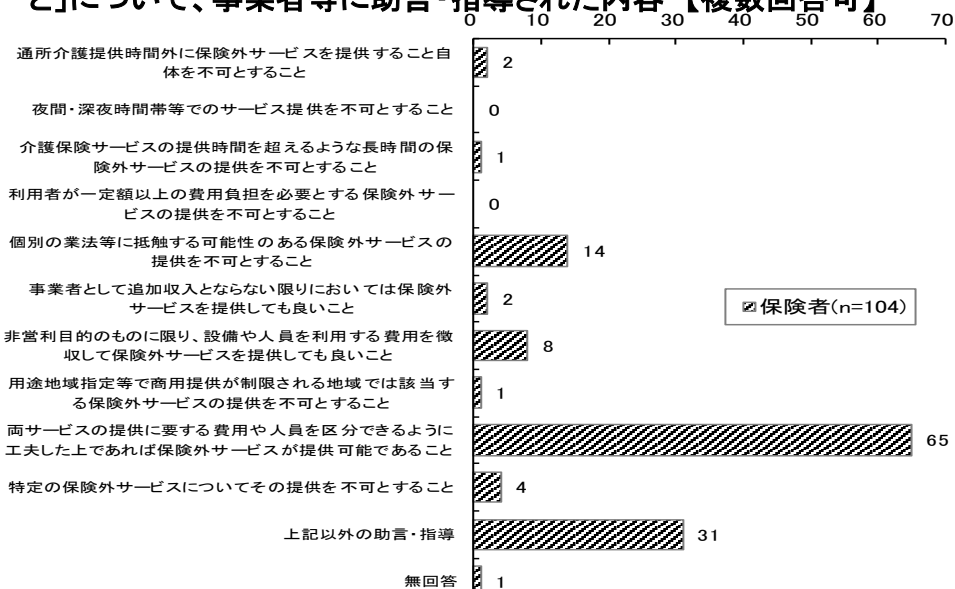
◎保険者からの回答

■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言

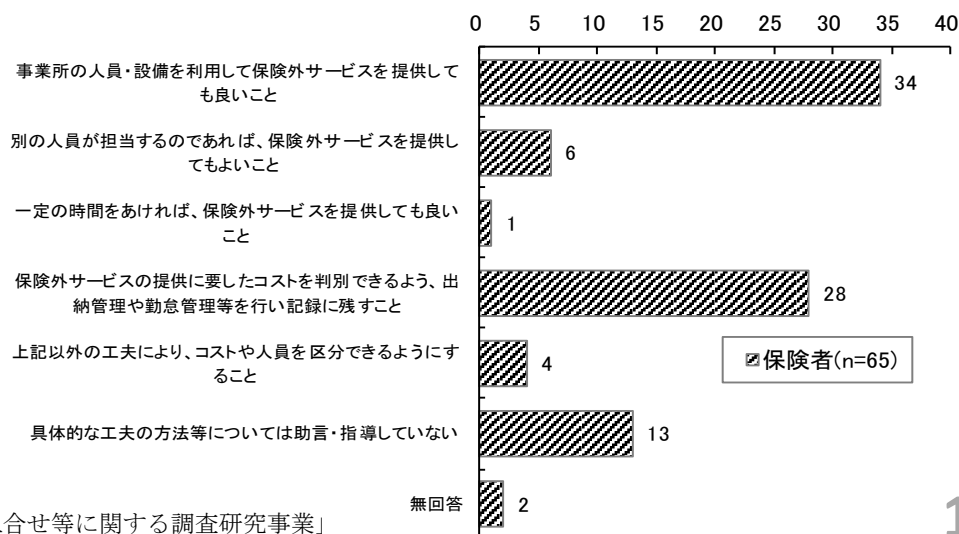


- 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10~29件程度)
- ▨ 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
- 助言・指導したことはない
- 無回答

■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】



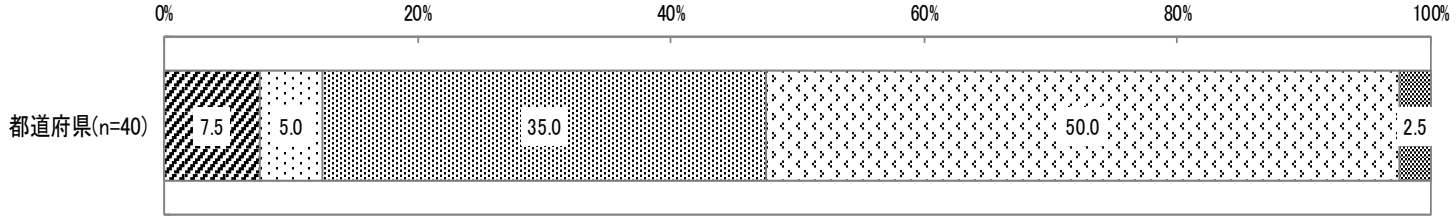
■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導【複数回答可】



調査結果④： 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

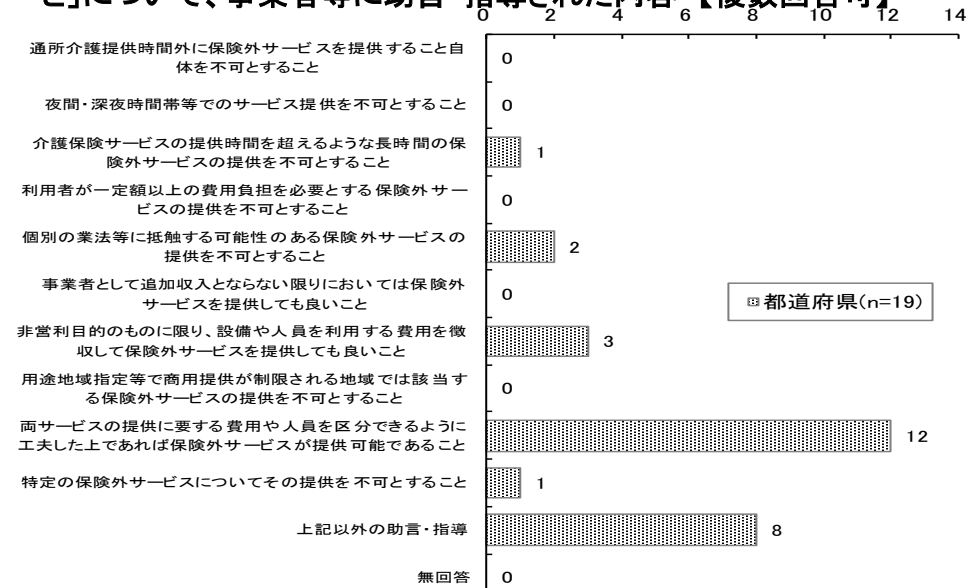
◎都道府県からの回答

■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」についての指導・助言

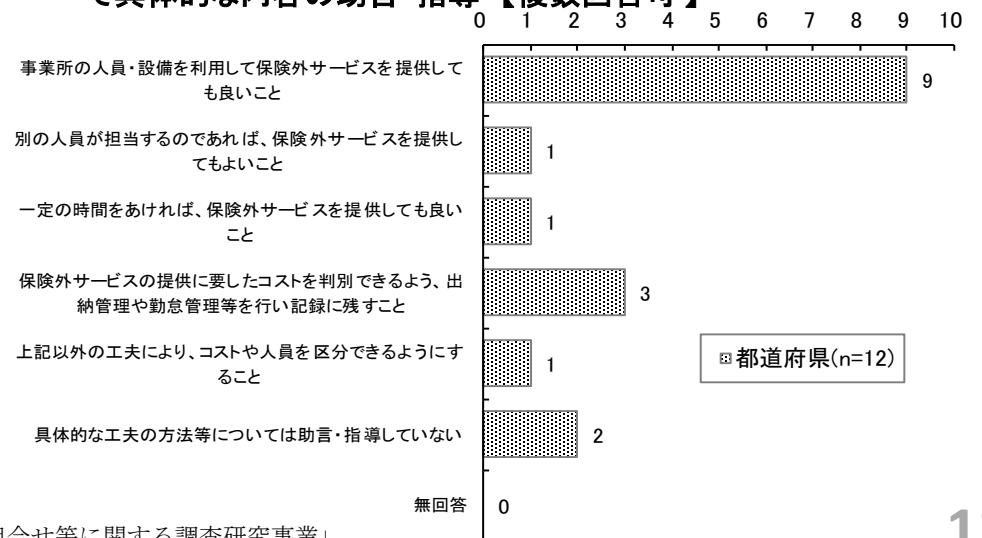


- 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10~29件程度)
- ▨ 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
- 助言・指導したことはない
- 無回答

■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】



■「介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること」について、両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であることについて具体的な内容の助言・指導【複数回答可】



調査結果④： 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

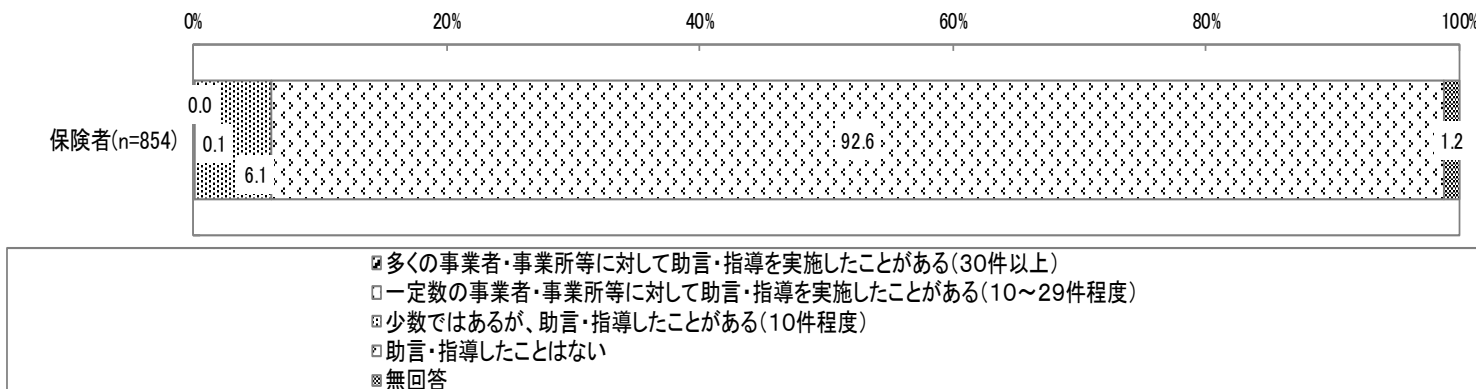
◎ 通所介護を提供していない休日や夜間等に、事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供することについて、保険者及び都道府県が事業者等に助言・指導された内容（記述回答）

- 両サービスの提供に要する費用や人員を区分すれば提供可とすること
 - ・ 保険外サービスの運用規程を定め、適正な料金を設定し、明記すること。
 - ・ 保険サービスと保険外サービスの会計を明確に区分すること。
- 通所介護の設備について、目的外の利用をしないこと
 - ・ 静養室での保険外サービスの提供は、目的外の利用に該当するため、提供を禁じること。
- その他
 - ・ 保険外サービスに関する運営規程を定めること。
 - ・ 自費サービス提供日を介護保険提供日より優先させないこと。
 - ・ 「宿泊サービス」に関するルール等を説明すること。
 - ・ 消防法や運送法等を遵守すること。
 - ・ 通所介護の厨房等を利用した飲食店の営業については、不特定多数の者が利用することから、衛生面のリスク等があるため不可とすること。
 - ・ 飲酒を伴う夜の宴会は不可とすること。
 - ・ 具体的な工夫の方法については助言・指導していない。

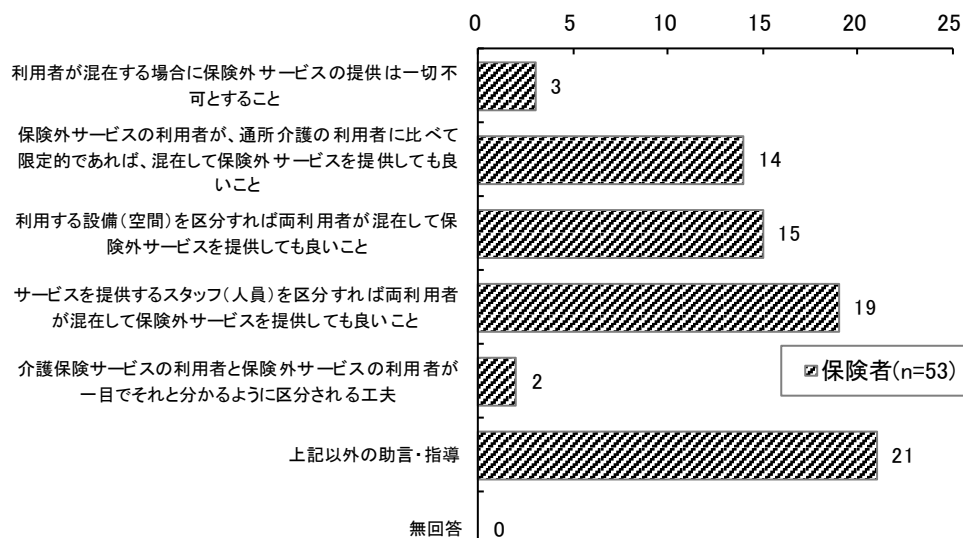
調査結果⑤： 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

◎保険者からの回答

■「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」についての指導・助言



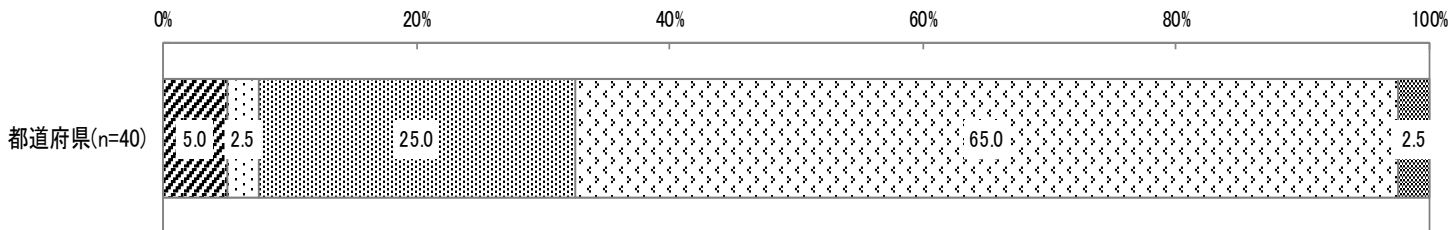
■「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】



調査結果⑤： 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

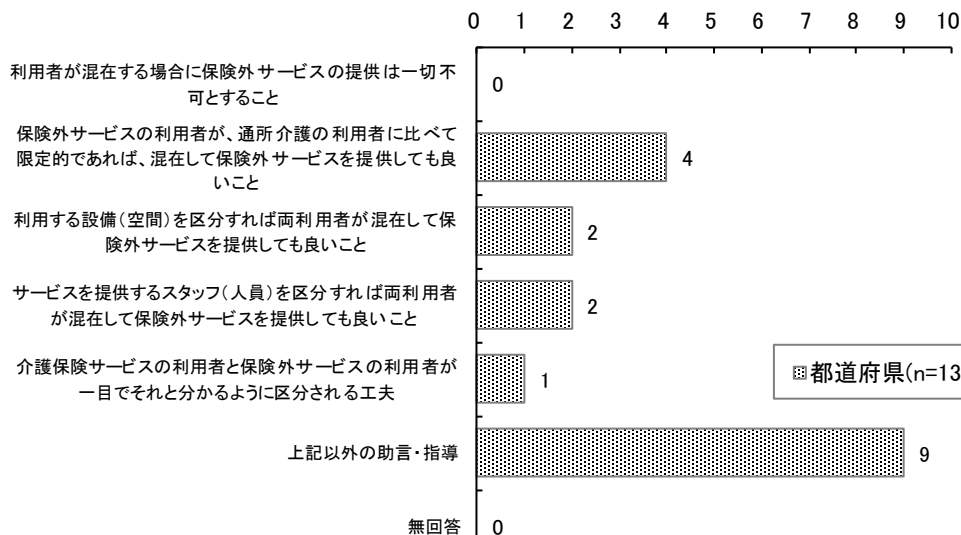
◎都道府県からの回答

■「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」についての指導・助言



- 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10~29件程度)
- ▨ 少数ではあるが、助言・指導したことがある(10件程度)
- 助言・指導したことはない
- ⊞ 無回答

■「通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供」について、事業者等に助言・指導された内容【複数回答可】



調査結果⑤： 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することに対する指導・助言の状況

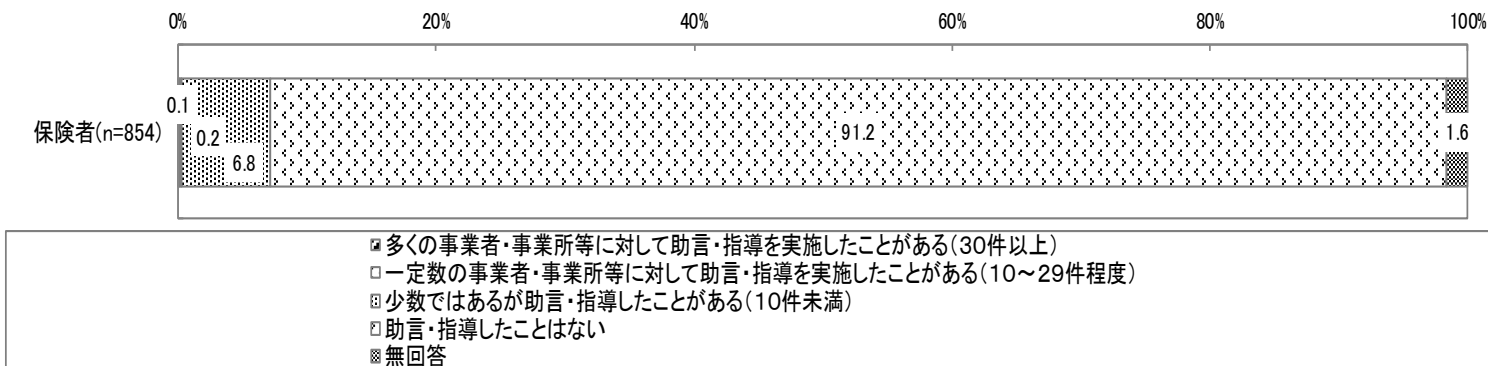
◎ 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面で、保険外サービスを提供することについて、保険者及び都道府県が事業者等に助言・指導された内容（記述回答）

- 利用者が混在する場合に保険外サービスを提供することを一切不可とすること
 - ・ 保険外のサービスは、通所介護サービスの提供時内に行わず、提供時間外に行うこと。
- 通所介護の設備について、目的外の利用をしないこと
 - ・ 静養室での保険外サービスの提供は、目的外の利用に該当するため、提供を禁じること。
- 保険外サービスの利用者を含めて通所介護の定員を超えないようにすること
- 利用する設備を区分すれば保険外サービスを提供してもよいこと
 - ・ サービスの提供場所を明確に区分し、通所介護の提供時間帯においては、一般の利用者が通所介護の場所を利用することを制限すること。
- 事故発生時の対応を整備すること
 - ・ 損害保険について対応すること
- その他
 - ・ 地域住民を対象とした体操教室について、通所介護の利用定員内かつ無償を前提に提供可とすること。
 - ・ 保険外サービスを提供するに当たっては、通所介護とは別途、契約書や運営規程、重要事項説明書を整備し、利用者へ説明すること。
 - ・ 記録や会計を分けること。

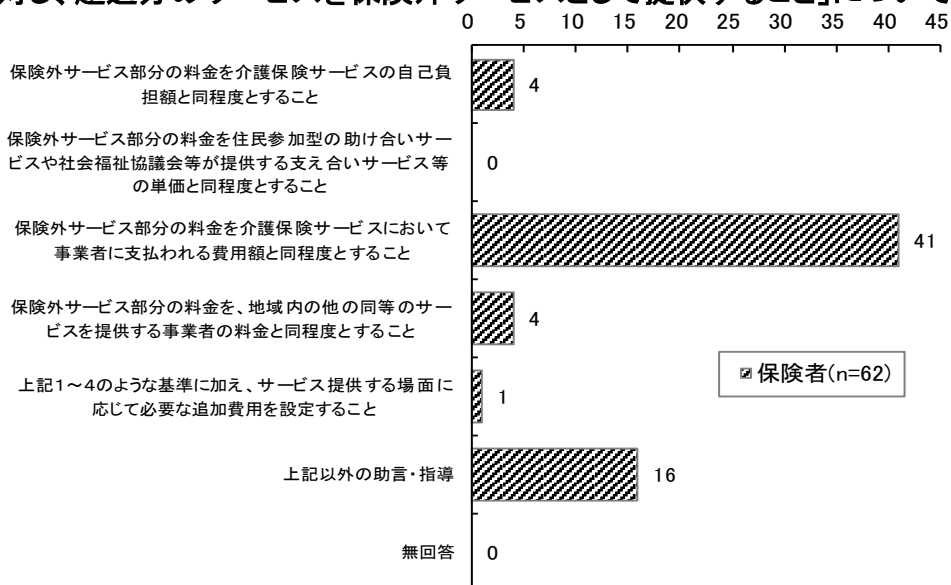
調査結果⑥： 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することに対する指導・助言の状況

◎保険者からの回答

■「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」についての指導・助言



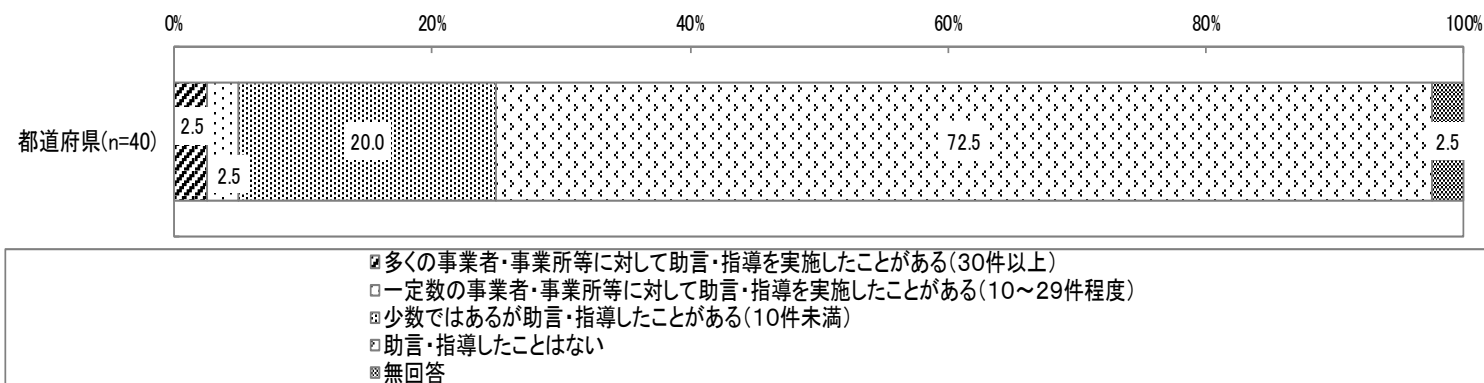
■「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容【複数回答可】



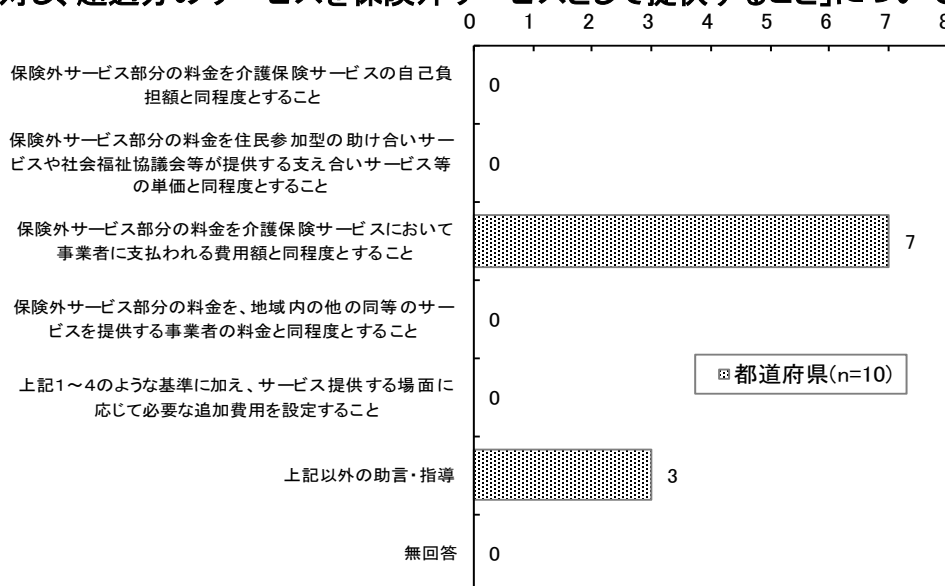
調査結果⑥： 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することに対する指導・助言の状況

◎都道府県からの回答

■「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」についての指導・助言



■「限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること」について、事業者等に指導・助言された内容【複数回答可】



調査結果⑥： 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することに対する指導・助言の状況

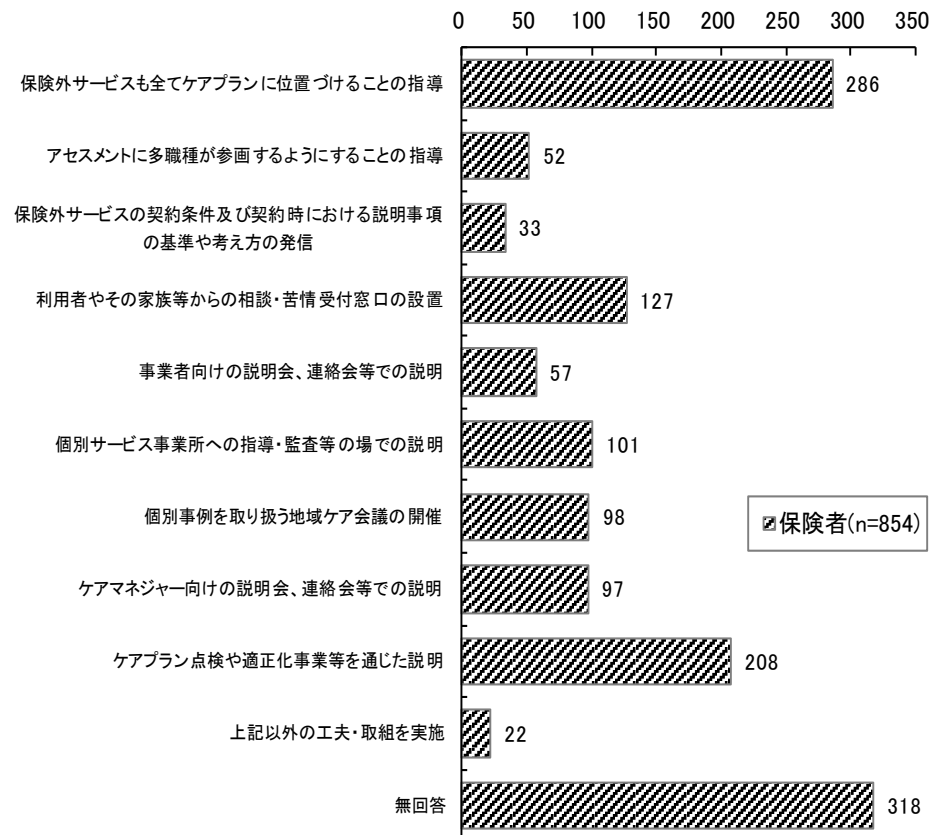
◎ 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供することについて、保険者及び都道府県が事業者等に助言・指導された内容（記述回答）

- 介護保険サービスの自己負担分より安価で提供することは避けること
- 基本的には介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同程度とすることが適当だと思われるが、事業者が、他の事業者との差額等を考慮して決定してよいこと。
- サービス提供する場面に応じて必要な追加費用を設定すること
- その他
 - ・ 保険外サービスの利用料金が、介護保険サービスの不当な割引とならないような適正な額であること。
 - ・ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないため、介護保険事業外の利用者が無料でサービス提供を受けることがないよう、管理経費相当程度の料金は徴収すること。
 - ・ 金額について保険者として意見は述べないが、自己負担額が高額になる場合には、予め利用者へ説明を行うこと。
 - ・ 自己負担分のサービス内容について、利用者等に説明し、同意を得た上で、費用を請求すること。
 - ・ 利用者の経済状況を踏まえて、無理のない範囲での利用を説明すること。
 - ・ 公費ではないので、事業者と利用者の契約に基づいて金額等を決めるようになること。
 - ・ 保険外サービスとして明確な金額設定がされていれば、その提供を可とすること。
 - ・ 自己負担で利用する利用者へのサービス提供を優先させることによって、他の当該介護保険サービスを必要とする利用者が当該介護保険サービスを受けられなくなるようなことは避けること。

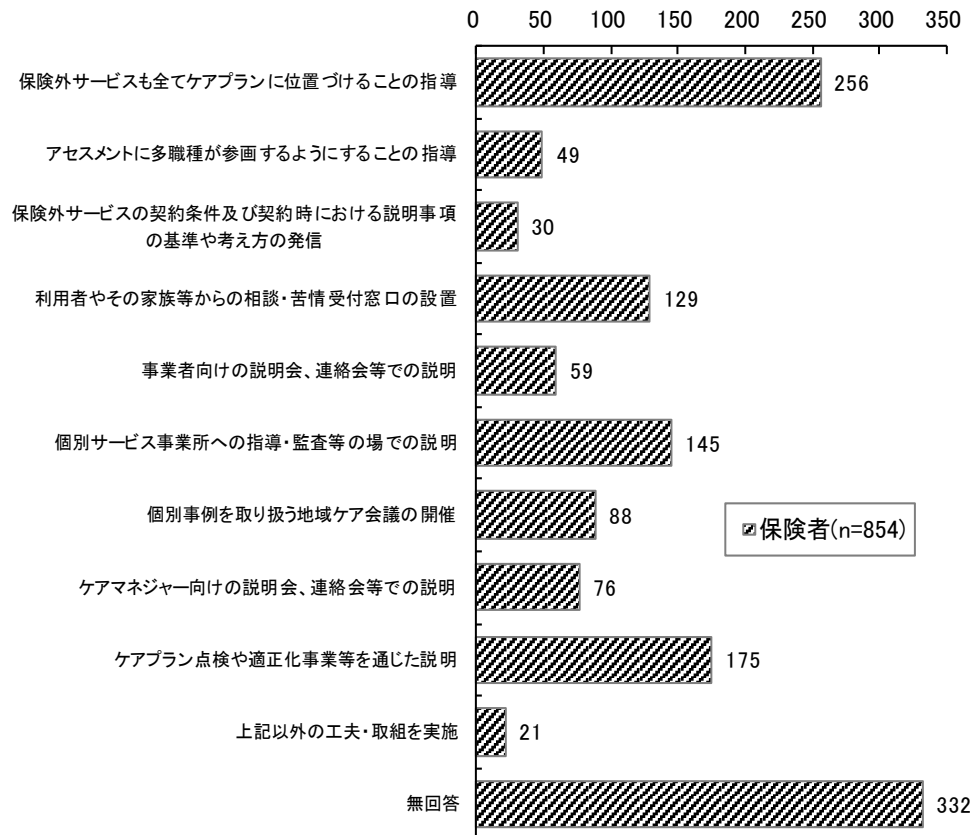
調査結果⑦： 保険サービスと保険外サービスを組み合わせる提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫

◎保険者からの回答 ①

■訪問介護と保険外サービスを組み合わせる提供することについて、適正な介護保険事業運営を担保するための工夫・取組【複数回答可】



■通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組【複数回答可】

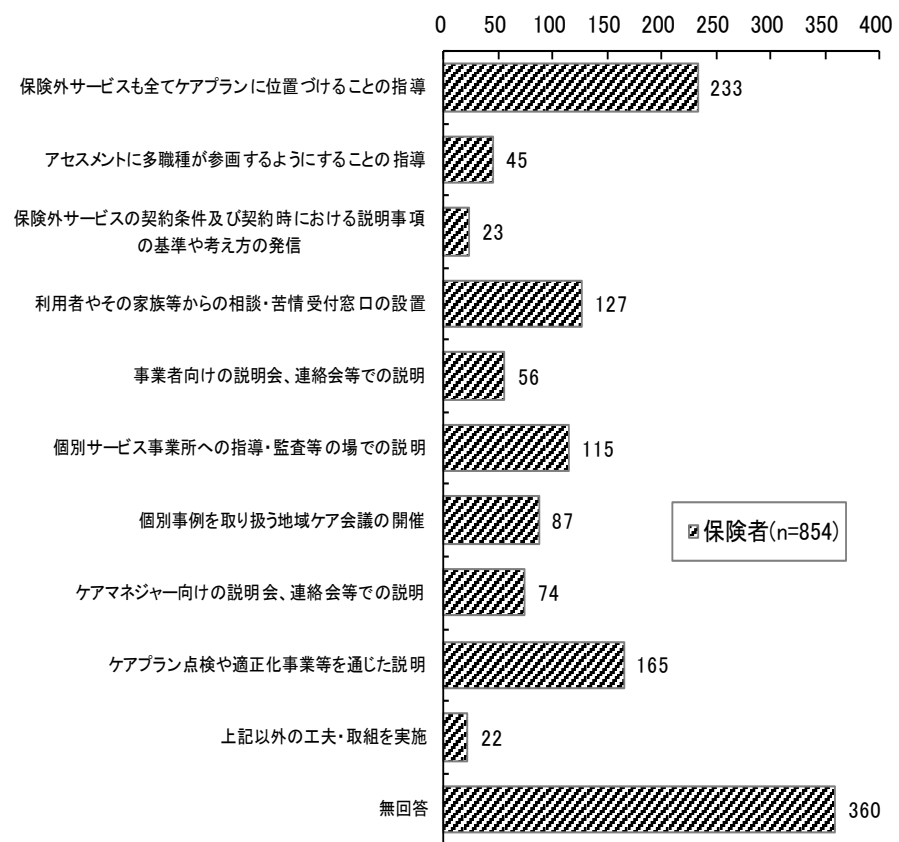


調査結果⑦： 保険サービスと保険外サービスを組み合わせる提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫

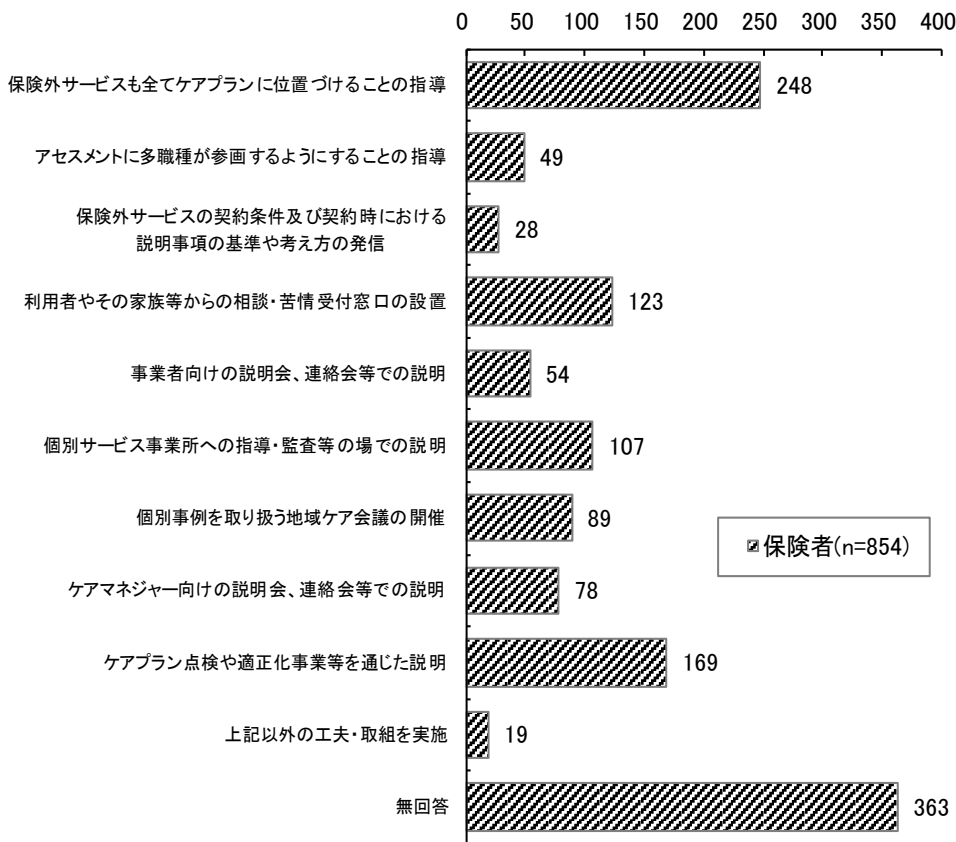
◎保険者からの回答 ②

■通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組

【複数回答可】



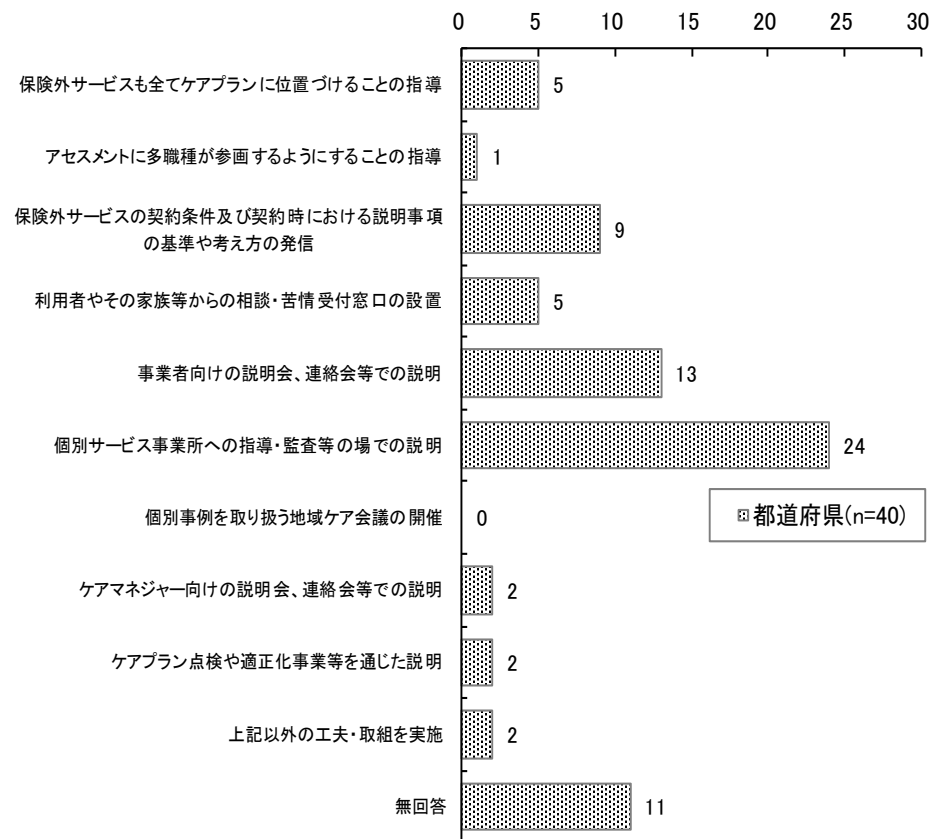
■利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合に実施している工夫・取組【複数回答可】



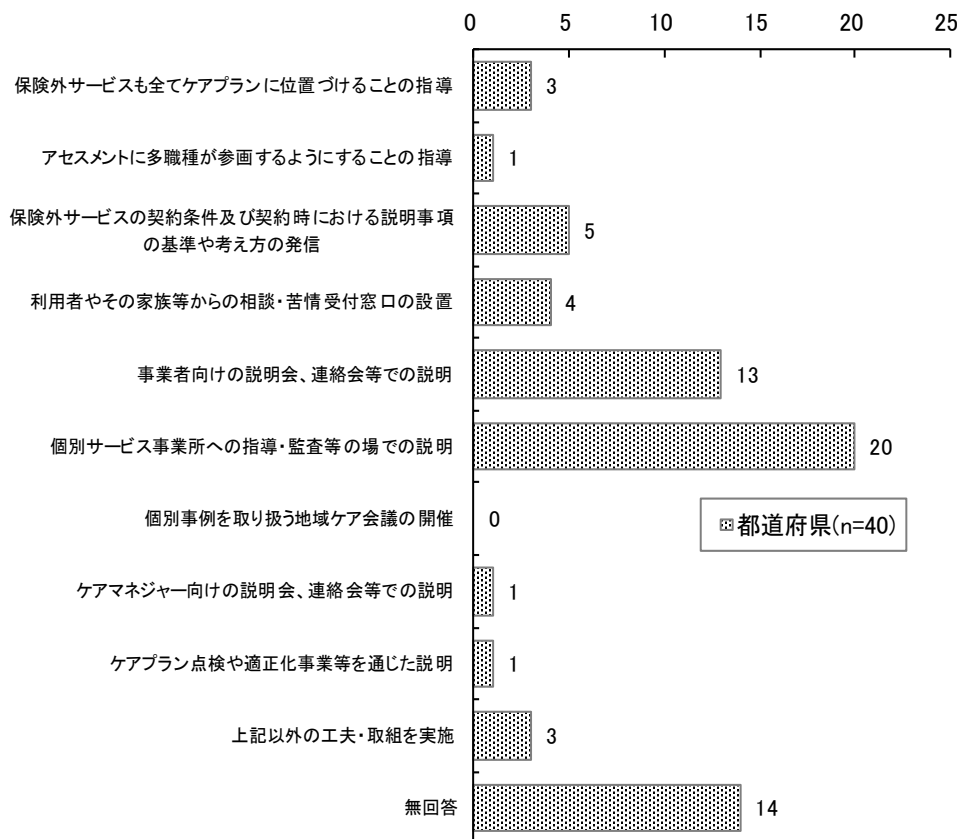
調査結果⑦： 保険サービスと保険外サービスを組み合わせる提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫

◎都道府県からの回答 ①

■訪問介護と保険外サービスを組み合わせる提供することについて、適正な介護保険事業運営を担保するための工夫・取組【複数回答可】



■通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組【複数回答可】

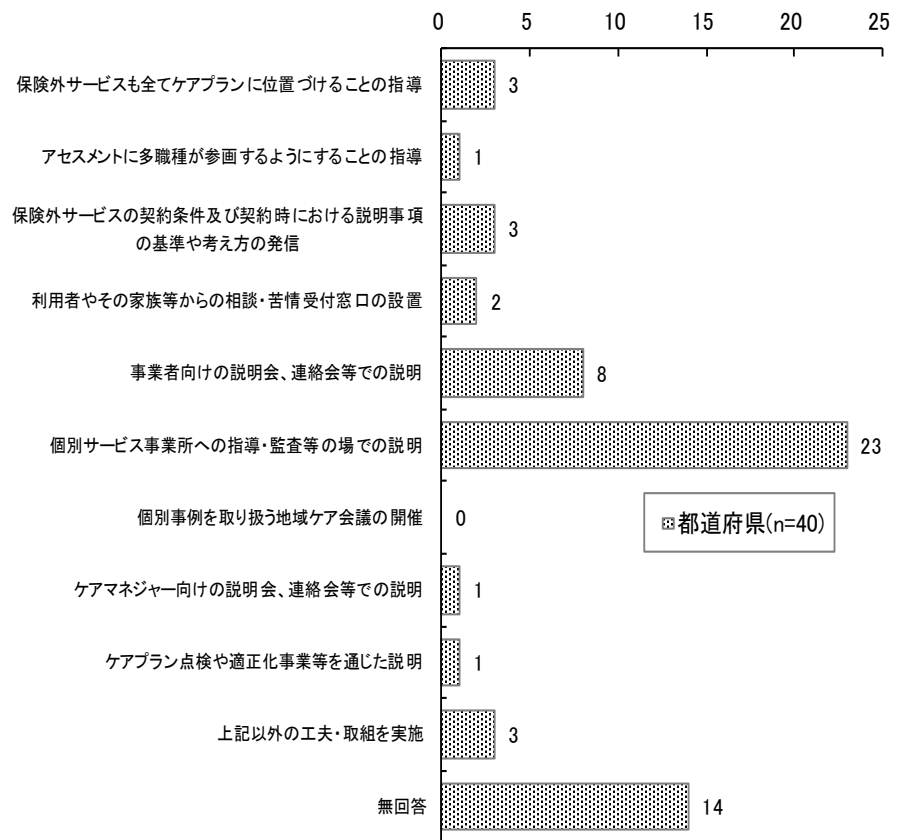


調査結果⑦： 保険サービスと保険外サービスを組み合わせる提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫

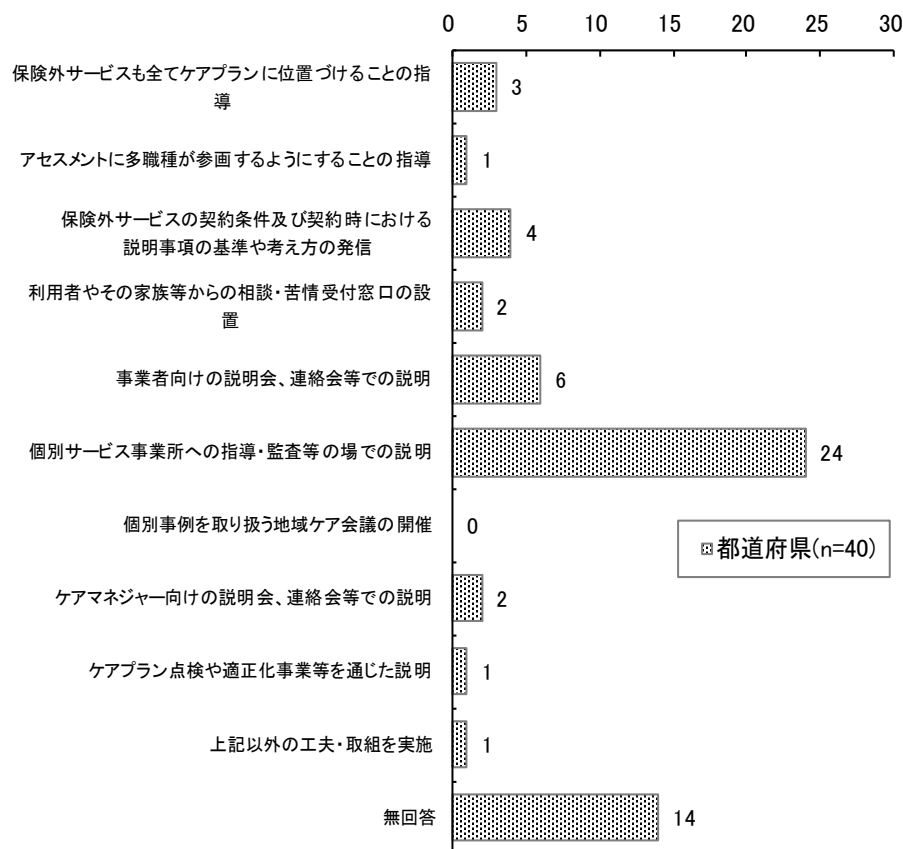
◎都道府県からの回答 ②

■通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組

【複数回答可】



■利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合に実施している工夫・取組【複数回答可】



調査結果⑦： 保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫

◎ 保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関し、保険者等において実施されている運用上の工夫（記述回答）

- 地域ケア会議を開催する
- 地域密着型通所介護については、運営推進会議の議題とするよう指導する
- 事業者やケアマネジャー等からの問合せ（照会）に対して、個別に回答する
- 事業者や向けの説明会や連絡会等を開催し、保険者等の考え方を説明する
- 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信（HPへの掲載等）